

「こんな勝手なことってありますか？今朝もメールでウチの姉ちゃんが…」。この冬一番の冷え込みとなった日の朝。若手弁護士の五藤信司（30）が東京・池袋のサムライ法律経済事務所に入ってくるなり、興奮した様子でまくし立てる。外は雪がちらついているが、この男の周囲だけは気温が5度は高いようだ。コートに付いた雪が溶けてぬれている。「そういえば、この間もお姉さんがどうのって言ってたわね」。事務員の七瀬律子（55）が五藤をなだめながら自席に促す。

話は1カ月ほど前に遡る。年末年始を実家で過ごすと帰省した五藤がこたつでくつろいでいると、姉の信代（35）が話しかけてきた。「家を建てるつもりなんだけど、どうかな？」。「姉ちゃんため込んでるもんな。いいんじゃない」と何気なく答える信司。そこに父の信太郎（65）が入ってきた。「すごい

な一戸建てか。どこら辺だ？」。信代はすまして言う。「どこって、ここよ」。その瞬間、家族が顔を見合わせた。「エエッ！」

信代は周囲の動揺を無視し、説明を始めた。信代の長女が来年春には小学校に上がる。習いごとなど家計の負担が増えるため、今より働く時間を増やしたいという。そこで、古くなった父の自宅を取り壊して二世帯住宅を建てたいというのだ。「父さんや母さんの老後の面倒もみられるし、それに、相続税の節税にもなるんだって」。信太郎は「そうか、そうか」とにんまり。かわいい孫たちとのにぎやかな生活は悪くないというわけだ。

家の持ち主である信太郎と、その親族の信代が同居していれば、相続が発生した際に「小規模宅地等の特例」の条件に該当する。相続税を納めるために土地や建物を手放さなくてすむようにと設けられた特例で、自宅の相続税の評価額が80%減額される。これまで玄関が別々で、家の内部でも行き来できない「独立型」の二世帯住宅は対象外だったが、2014年から区分所有登記をしていなければ親子両方の住まいが対象になった。15年の税制改正では、居住用の土地の場合は適用面積の上限が240平方㍍から330平方㍍に広がった。

子どもの頃から小遣い帳を付け、財布の管理はきちんとしていた信代。もらったお年玉も自分で全部定期預金にして後に学費に充てていた。信司がそんなことを思い出していると、信代がさらにしっかり者の一面を繰り出してくれる。「今年4月以降にローンを借りて改修工事をすれば、所得税の控除も受けられるのよ」。16年の税制改正に盛り込まれた新しい特例もチェック済みといった。すっかり信代のペースで二世帯住宅の建築あ



絵 北谷しげひさ

長女が実家新築 長男の相続分は？



それぞれの相続編

相続高齢化、受け手は60代

平均寿命が延びるにつれ、「相続の高齢化」が進んでいる。2013年の相続案件をみると、被相続人が亡くなった時の年齢が80歳以上だった割合は全体の68.3%を占め、90歳以上に限っても23.7%に上る。一方、相続や贈与で宅地を取得した世帯主の平均年齢は60歳を超えている。80代以上から60代の世代に宅地資産が移る例が多く、30～40代の子育て世代には相続財産が渡っていないのが実情だ。

半面、生前に贈与の形で資産を移す動きもじわりと広がっている。14年分の贈与税の申告書を提出したのは51万9000人で、13年に比べて2万8000人増えた。納税額も前年比6割増の2800億円と急増している。特に増加したとみられるのが、教育資金の贈与だ。税制改正を受けて三菱UFJ信託銀行やみずほ信託銀行などの金融機関が、教育資金の贈与に対応した金融商品を提供し始めている。

なつ
トク

りきで話が進んでいる。

「ちょっと、待ってよ」。はっと我に返った信司が口を挟んだ。「僕が家を引き継いだって、いいよね？」。妻子どころか、彼女すらまだいないけれど、長男は自分だ。家庭を持ったら、この家で親と同居する生活をばんやりと考えてみたこともある。「なのに、姉ちゃんばっかり！」と信司は口をとがらせた。

今、65歳以上の世帯の平均の純資産は2000万円を超えており、25～34歳の世代では500万円を下回っている。しかも1990年代よりも若年層の保有資産は減っているのだ。若年世代への相続が進まなければ、資産形成もままならない。「姉さんだけが土地や家を受け継ぐのは、納得できない」。信司の主張はもっともで、信太郎もうなづく。だが夜も更け、家族会議は解の出ないまま、お開きになった。

そして今朝、出勤途中の信司の携帯電話に姉からのメールが舞い込んだ。「日銀が金融政策でマイナス金利を導入したんだって。住宅ローンもタダ同然になるかも」。もう家を建てる気満々で勝手なことを言っている。五藤はやり場のない怒りを事務所の面々にぶちまけたのだった。

「ま、気持ちは分かるよ」。聞き役に徹していた所長の一柳正人（60）がなだめるように語りかけた。相続でもめて家族がバラバラになってしまい切ない光景は事務所のメンバーも何度もみてきた。「五藤君の場合は幸い、相続までに時間が十分にある。土地にこだわらなければこんなやり方もあるよ」。一柳が一例として提案したのは、生命保険の活用だ。

生命保険なら誰を受取人にするかを決められる。受取人を信司にして、被保険者である信太郎が亡くなったときに受け取れるようにする。相続時に、生命保険の受取金には「500万円×法定相続人の数」の非課税枠がある。五藤家の場合は母に信代、信司の3人が法定相続人だ。

家を相続で受け継ぐ人が、ほかの相続人に「代償金」を払う場合もある。いずれにせよ、家族で相続全体をもう一度よく話し合うことが重要だ。

「今度、私がお父さんに話をしてみようか」と一柳。「所長、ありがとうございます！ 僕、絶対、結婚相手を見つけますから！」。五藤は机のパソコンに向かい、早速婚活イベントへの登録を始めたのだった。おいおい、まだ勤務中だぞ。

（菊地毅）

■取材協力

清田幸弘氏（ランドマーク税理士法人 代表税理士）



一柳正人（いちりゅう・まさと、60）
「サムライ法律経済事務所」所長の
弁護士。堅あんどの見えるが……



五藤信司（ごとう・しんじ、30）遅
れてきた新人居候弁護士＝イソ弁。
銀行マンから転身して修業の日々



七瀬律子（ななせ・りつこ、55）
「事務所の母」的存在のベテラン事
務員。社労士の資格も持つ